

議案第 14 号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める
条例の一部改正について

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

公立保育所における特定乳児等通園支援事業の利用料を定めるとともに、国の公定
価格の改正に伴い副食費の上限額を改めたいため

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める
条例の一部を改正する条例

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例（平成
27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「保育料」の次に「並びに特定乳児等通園支援事業の利用料」を加える。

第2条第2項第2号中「4,900円」を「5,100円」に改める。

第4条中「、延長保育（）」を「延長保育（）」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（保育所における特定乳児等通園支援事業の利用料）

第6条 市長は、保育所において特定乳児等通園支援事業（法第30条の20第1項
に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）を利用する者の保
護者等から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を、特定乳
児等通園支援事業の利用料として徴収する。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含
む。） 零
- （2）市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第
213号）第4条第2項第2号の市町村民税所得割合算額をいう。）が77,
101円未満の世帯 1時間当たり100円
- （3）前2号以外の世帯 1時間当たり300円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。